



平成 19 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 恩 田 饒
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 資 本 政 策 部 長 林 田 英 樹
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

当社株式の「監理ポスト」割り当て解除および「改善報告書」徴求についてのお知らせ

株式会社 シーマ（以下、当社）は、本日の株式会社ジャスダック証券取引所の発表のとおり、当社株式が、平成 19 年 3 月 17 日をもって、株式会社ジャスダック証券取引所の「監理ポスト」割り当てから解除されることになりましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

当社は、当社の主要株主である取締役などによる当社株式に関する重要な事象について、株式会社ジャスダック証券取引所から「大量保有報告書」の写しからの照会に対し、明確な回答ができませんでした。その結果、当社における重要な会社情報の適時開示をはじめとする内部管理体制の不備という理由で平成 17 年 2 月 4 日に当社株式は「監理ポスト」に割り当てられました。

当社は、内部管理体制の強化、改善に鋭意つとめました。株式会社ジャスダック証券取引所による審査の結果、株式上場廃止基準に該当しないと認められたため、平成 19 年 3 月 17 日付けで「監理ポスト」割り当てから解除されることとなりました。

株式会社ジャスダック証券取引所から、当社における内部管理体制および適時開示を適切に行うための体制などについて、改善の必要性が高いとの判断から、当社は適時開示規則第 23 条第 1 項の規定にもとづき、平成 19 年 3 月 30 日を提出期限とする改善報告書の徴求を受けました。

当社としては、かかる事態を真摯に受け止め、適正な内部統制を組み込んだ内部管理体制および投資者の皆様へ投資判断の基礎である重要な会社情報が、公平、均等、正確かつ迅速に提供するための改善策をとりまとめ、これを改善報告書として、株式会社ジャスダック証券取引所に提出します。

当社の株主、その他すべてのステークホルダー（お客様、役職員、取引先など）および市場における投資者の皆様には、当社株式の「監理ポスト」割り当てに関して大変なご心配をおかけしました。今後は、二度とこのような事態が発生しないよう、全役職員が「行動規範」にもとづき、さらなる内部管理体制の強化に取り組みます。

これまでの変わらぬご理解とご支援に対し、厚くお礼申し上げますとともに、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上